

大木町中期財政計画

(令和3年度～令和9年度)

大木町

令和5年度改訂

目 次

はじめに

第1章 中期財政計画の意義と期間

1. 大木町を取り巻く社会経済状況
2. 中期財政計画の意義
3. 中期財政計画の期間と計画のローリング
 - (1) 計画の期間
 - (2) 計画のローリングと進捗管理

第2章 中期財政計画の到達目標

第3章 大木町の財政状況

1. 歳入決算額の状況
2. 歳出決算額の状況
3. 基金残高の状況
4. 町債残高の状況

第4章 中期財政計画における歳入歳出見込額の推移

1. 歳入歳出額の推計方法
2. 歳入歳出見込額、基金残高の推計

第5章 規律ある予算システムと財政規律の目標設定

1. 規律ある予算システムによる財政運営の基本方針
2. 目標の設定

別表

はじめに

自治総合計画の政策・施策の実現を図る事業の実施が、財源の裏付けにより担保されたものとするため、令和2年度に中期財政計画を策定しました。

しかし、これまでの経過状況を見ると、中期財政計画における決算額をもとにした「歳入歳出見込額の推計」が、予算編成／決算実績と比べ、乖離が大きく、その推計方法について再検討の余地を残していました。

そこで、令和6年度から始まる自治総合計画の後期計画の策定と合わせ、検討課題を整理し、中期財政計画を見直すこととしました。

具体的には、第3章以降について、時点修正に伴う課題の一部整理、他計画との記述の重複の整理などを行い、再構成しました。

また、中期財政計画の歳入歳出見込額の推計を活動事業計画に合わせることとし、毎年度の歳入歳出見込額の推計値の時点修正は、別表において行うこととしました。

第1章 中期財政計画の意義と期間

1. 大木町を取り巻く社会経済状況

自治体運営に大きな影響を与える国の経済状況は、少子高齢化などの要因によって歳出の増加が続く中、アベノミクスの取り組みの下、雇用・所得環境に改善が見られるなど緩やかな回復基調が続いています。景況感の地域間格差は依然として感じられるものの、2000年代半ばと比べれば小さくなってきています。

その一方で、消費税率引上げ後の景気動向は不透明であり、新型コロナウイルス感染症や米中貿易摩擦などの海外発の経済の下振れリスクにも備える必要があります。

また、国の財政運営は、社会保障費や国債費の増大により将来負担を次世代に先送りする構造にあり、国と地方を合わせた長期債務残高は、GDP（国内総生産）の2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれるなど、引き続き厳しい状況にあります。

こうした状況の下、地方自治体の財源保障機能を担う地方交付税の動向については、算定方式の変更が毎年度行われるように先行きは不透明であり、今後の地方財政を取り巻く環境は一層厳しい局面を迎えることが予見されています。また、少子高齢化、雇用基盤の変化など社会経済の変化に対応した社会保障の機能強化が求められており、社会保障と税の一体改革による社会保障制度の再構築も行われています。令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化についても、地方負担は少なくありません。

大木町においても生産年齢人口の減少や景気低迷による税収の減少、家族構成や社会構造の変化による扶助費・教育費の増加、社会インフラ劣化への再投資の必要性、自治会や校区を中心とした地域コミュニティ再生のための投資などから、自治体財政は慢性的に逼迫する一方で、多様化・複雑化する住民ニーズにも対応するという、矛盾した課題に挑戦することが求められています。

2. 中期財政計画の意義

「大木町自治総合計画条例」施行規則第3条、並びに「大木町自治総合計画2021-2027」第1編序論、第2章4「自治総合計画と中期財政計画との連動」に基づき、自治総合計画による政策・施策を実施していく際、財政見通し、財源の裏付けにより担保されたものにするため「中期財政計画」を策定することが位置づけられています。

人口減少・低経済成長時代に入り、社会経済情勢が大きく変化していく中で、地方分権時代にふさわしい、地域と自治体の「自立と自治」をめざす自治体経営（行政経営と地域経営）を実現するためには、「行政運営」から「自治体経営*1」への転換が必要です。

生産性の高い、かつ持続可能な「自治体経営」の指南書として自治総合計画が位置づけられています。また、自治体経営を成功に導くための戦略の一つとして「未来に責任を持つことのできる財政基盤の確立を担保するため、財政規律を高いレベルで保持すること」が求められています。

中期財政計画は、「自治総合計画 2021-2027」のミッションを踏まえ、将来にわたり持続可能な自治体経営の実現に向け、政策規律*2と財政規律との連動、規律の維持及び向上を図り、健全な財政運営に資することを目的としています。

また、計画で示される長期財政見通し（歳入歳出見通し）を可能な限り明らかにするとともに、中期的視点からの財政見通しを示し、歳入と歳出との乖離額をシュミレーションし、政策規律と財政規律の下、経営資源の配分の適正化を図り、財政規模の膨張と将来世代への過度な負担を可能な限り軽減する役割を担います。

*1 「自治体経営」とは

民間の優れた経営理念や経営手法を積極的に取り入れて、住民の目線に立ったサービスを提供し、住民満足度が向上するよう、「成果」に重点を置いた「行政経営」の考え方や、経営の主体として役割を果たしてもらう住民と共に考え共に行動する経営、そしてその為の条件整備をすすめていく「地域経営」の考え方の二つからなります。いずれも経営資源となる“ヒト”、“モノ”、“カネ”、“情報”を効率的・効果的に活用することが重要です。

*2 「政策規律」とは

行政組織内部の合理化を通じて、政策・施策を実現する活動事業においてできるだけ生産性の高い（＝資源は少なく、生み出すものは多く）成果（アウトカム）をめざす仕組みやシステム。

3. 中期財政計画の期間と計画のローリング

(1) 計画の期間

自治総合計画の期間と中期財政計画を整合させるために、計画期間を2021年度（令和3年度）～2027年度（令和9年度）とします。

「政策規律」と「財政規律」を通し、確立すべき財政基盤、財政指標などの達成の最終的な目標年度については「大木町自治総合計画 2021-2027」の最終年度である2027年度末（令和9年度末）とします。

(2) 計画のローリングと進捗管理

政策規律として、自治総合計画の基本計画、活動事業計画のシーズンレビューを通じた施策及び活動事業計画の行政評価による検証・改善を毎年度実施し、活動事業のスクラップ&ビルドを行っていきます。また、行財政改革方針などに基づく、公共部門の合理化と生産性向上、公共サービスの効率的供給などの諸課題をテーマごとに進捗管理しながら活動事業計画を毎年度見直していきます。

中期財政計画の歳入歳出見通しについても、景気動向や社会経済状況を踏まえ、かつ実績を加味しつつ毎年度見直していきます。更に、政策規律と財政規律の目標達

成状況を把握し、総額予算のコントロール、財源の効率的配分と未来予算の配分を通じて計画的で持続可能な財政運営を推進します。

第2章 中期財政計画の到達目標

従来からの行政経営は、「行政があらゆる公共サービスを担い、住民は行政サービスの受け手」という関係で展開してきました。多様化する住民ニーズや公共サービスの自治体間競争により、サービスの質や量、サービスの対象となる領域が年々拡大、増加してきました。

その結果、国や地方自治体は、予算の基本を「出づるを量りて入るを制す」方法で、財政運営を行い、不足する財源を起債（必要な資金を外部から調査することによって負担する債務）と財政調整基金など（財源の不均衡を調整や特定目的に使用する資金で、財源に余裕がある年度に積み立てるもの）を用いて調整し、歳入歳出の均衡を保ってきました。

財政改革を行わずに現状の歳出をこのまま続けていくと、起債残高は膨らみ、財政調整基金など、底を打つことが時間の問題となります。経営環境診断結果や中長期の歳入歳出シミュレーションから、自治体総合計画期間内に財政逼迫の状況に陥ることが予測されます。

行政経営として膨張した財政構造を、歳入歳出の一体改革を通じて、「入るを量りて出づるを制す」方法で、財政運営の基本原則に近づけていくために、行政組織の生産性向上や職員定員のあり方など、職員自らが縮小の痛みを受け入れ、模範を示すことが必要となります。

一方で、公共サービスの受け手である住民やステークホルダーの理解と協力を得て、公共サービスの効率的経営、各種補助金のあり方、住民協働による校区づくりの推進も必要不可欠であることは言うまでもありません。

〈到達目標〉

本計画において財政規律の目標を設定し、かつ、政策規律の実行プロセスを明らかにすることにより、令和9年度までに財政規律の目標設定を達成し、財政基盤を再構築し、計画的で持続可能な財政運営を確立します。

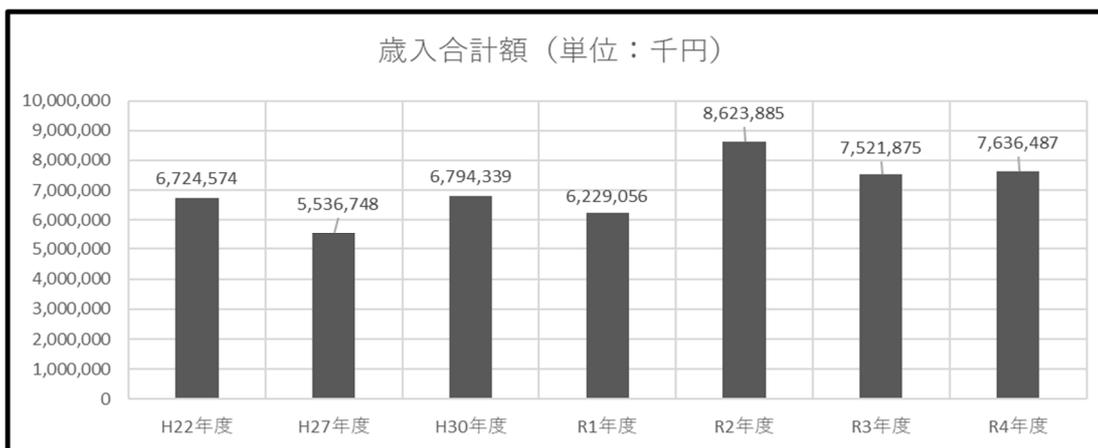
そのためには、組織の生産向上と公共サービス改革の道筋を定めた「政策規律」と財政健全化目標設定による財政改革の道筋を定めた「財政規律」の目標を掲げ、毎年度評価・検証を行います。

その達成状況を把握・改善しながら、住民やステークホルダーとの理解を得えながら、到達の姿を見据え、ひとつひとつのプロセスを重視して最大限の効果を生み出していく、財政健全化改革を進めていきます。

第3章 大木町の財政状況

1. 歳入決算額の状況

近年の歳入決算額の規模としては、令和元年度まで55億円から68億円の間に推移していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のための国庫補助事業などの実施により86億円を超えて過去最大の歳入決算規模となり、以降は70億円から80億円の間に推移しています。



大木町に入ってくるお金(歳入)には様々な種類がありますが、大きく分けて自主財源と依存財源に分けることができます。自主財源とは、町が直接収入する財源で、依存財源とは、国又は県などが、基準に基づき町に交付する財源です。

(単位：千円)

◆歳入決算額の推移		H22年度	H27年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
自主財源	町税	1,355,862	1,363,277	1,416,806	1,450,716	1,474,760	1,470,125	1,470,617
	寄付金	1,645	17,934	1,406,281	549,812	596,405	609,587	560,962
	その他の自主財源	605,006	594,334	514,462	728,923	812,554	881,878	1,166,002
自主財源 合計		1,962,513	1,975,545	3,337,549	2,729,451	2,883,719	2,961,590	3,197,581
依存財源	町債	1,177,188	322,072	306,837	257,492	593,178	213,671	132,053
	地方交付税	1,446,911	1,490,898	1,459,117	1,502,080	1,557,543	1,761,365	1,796,795
	国県支出金	1,873,959	1,369,574	1,323,617	1,358,299	3,179,686	2,128,153	2,049,594
	その他の依存財源	264,003	378,659	367,219	381,734	409,759	457,096	460,464
依存財源 合計		4,762,061	3,561,203	3,456,790	3,499,605	5,740,166	4,560,285	4,438,906
歳入合計		6,724,574	5,536,748	6,794,339	6,229,056	8,623,885	7,521,875	7,636,487
うち自主財源		1,962,513	1,975,545	3,337,549	2,729,451	2,883,719	2,961,590	3,197,581
うち依存財源		4,762,061	3,561,203	3,456,790	3,499,605	5,740,166	4,560,285	4,438,906
自主財源割合		29.0%	36.0%	49.0%	44.0%	33.0%	39.0%	42.0%
依存財源割合		71.0%	64.0%	51.0%	56.0%	67.0%	61.0%	58.0%

自主財源の主なものである町税は、「歳入別構成比」を見ると、平成22年度の13.5億円から微増を続けて、令和2年度には14.7億円となり、以後3年間は概ね横ばいとなっている状況です。

依存財源の主なものである地方交付税は、約 15 億円前後で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症に対応するための支援、経済対策などを実施するため、直近では地方交付税の追加交付が行われたこともあり、大きく増加しています。

自主財源の割合は、歳入決算額の概ね 3 割から 4 割となっています。

2. 歳出決算額の状況

大木町から出ていくお金（歳出）にも様々な種類がありますが、歳出を性質別に捉えると、「義務的経費、投資的経費、その他の経費」の 3 つに大きく分けることができます。

義務的経費は、法令の規定やその性質上、必ず支出しなければならない経費で、容易に削減できないものです。この義務的経費の割合が高くなると、他の経費に充てる財源（歳入）の余裕が無くなってしまいます。

義務的経費のうち扶助費をみると、平成 22 年度は 9 億円台であったものが、近年では 15 億円台を超える状況となっており、今後も、社会保障関係経費に関する各種給付事業、支援事業や医療費助成事業などが制度改正などを経ながら継続して実施されるとともに、新たな支援事業なども創出されていくものと考えられ、義務的経費の割合は 40% 台を推移するものと推測されます。

◆歳出決算額(性質別分類)

(単位:千円)

性質別分類		H22年度	H27年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
義務的経費	人件費	902,215	942,011	915,791	891,587	1,060,993	1,107,310	1,019,181
	扶助費	927,969	1,121,308	1,302,986	1,341,455	1,370,885	1,644,258	1,518,971
	公債費	310,327	433,051	469,095	470,736	484,139	464,974	454,236
義務的経費 合計		2,140,511	2,496,370	2,687,872	2,703,778	2,916,017	3,216,542	2,992,388
投資的経費 合計		1,535,134	529,171	548,554	419,126	892,695	273,045	647,703
その他の経費	物件費	702,457	900,604	1,158,305	1,092,847	1,063,293	1,269,625	1,202,391
	維持補修費	29,474	21,827	18,403	19,087	17,628	27,769	11,614
	補助費等	1,349,872	765,834	1,252,384	787,061	2,342,784	889,229	994,910
	その他経費	757,121	596,847	885,952	788,100	874,991	1,237,128	1,180,825
その他の経費 合計		2,838,924	2,285,112	3,315,044	2,687,095	4,298,696	3,423,751	3,389,740
歳出決算額 合計		6,514,569	5,310,653	6,551,470	5,809,999	8,107,408	6,913,338	7,029,831

◆歳出決算額(経費別構成比)

経費分類	H22年度	H27年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
義務的経費	32.9%	47.0%	41.0%	46.5%	36.0%	46.5%	42.6%
投資的経費	23.6%	10.0%	8.4%	7.2%	11.0%	3.9%	9.2%
その他の経費	43.5%	43.0%	50.6%	46.3%	53.0%	49.6%	48.2%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

公共施設の老朽化に伴う大規模改修や道路、水路の補修事業など臨時的に必要な投資的経費は、「大木町公共施設等総合管理計画（公共施設等ファシリティマネジメント）」において、令和9年度までに施設所管課が事業を検討中であるもの、また、改修を検討中であるものなどが概略で示されていますが、今後も施設のあり方や方向性を見極めながら、改修時期などを検討していく必要があります。

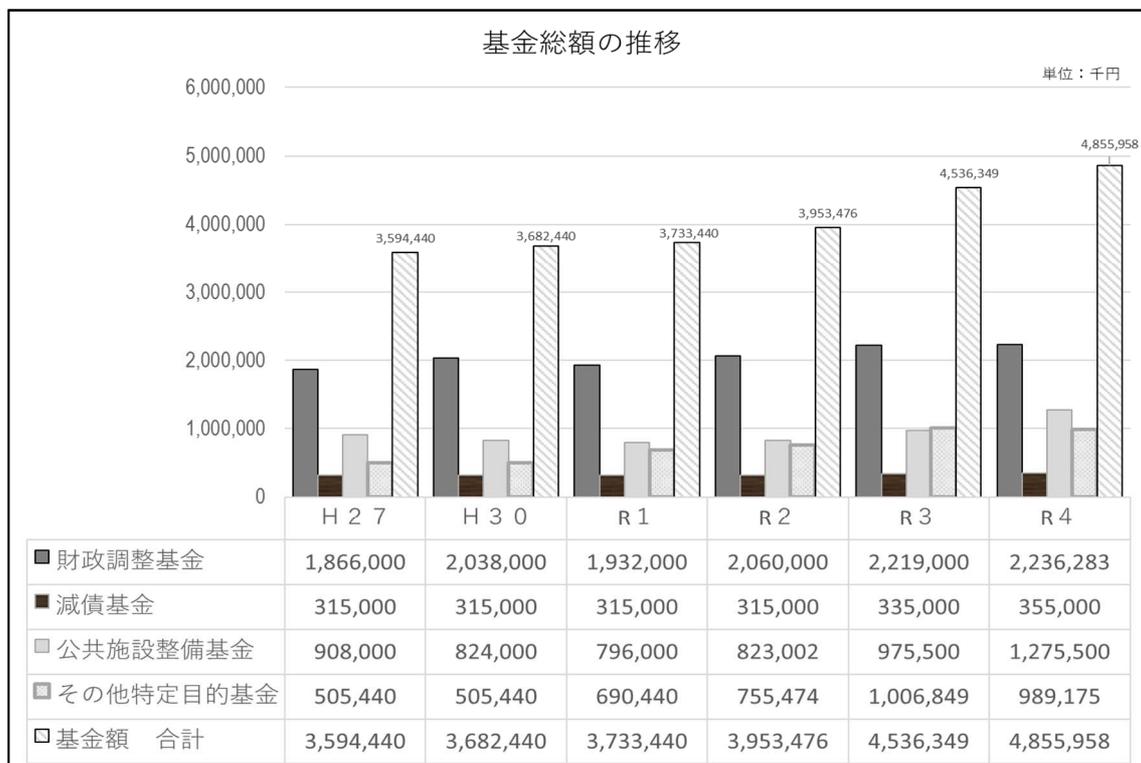
歳入規模の小さい自治体と大きい自治体とでは、同じ額の普通建設事業費の支出でも財政に与える影響は大きく異なり、大木町では、公共施設整備基金の活用、国・県補助金や起債借入などその財源を十分に検討して実施すべき状況にあります。

3. 基金残高の状況

財政調整基金は、災害により生じた経費や財源不足、緊急に実施する建設事業やその他やむを得ない事由により生じた経費など、年度間の財源調整という役割を担っており、一時的な財源不足に活用されます。

また、減債基金は、町債の返済（公債費）の財源として使われます。その他に特定目的基金など、個々の基金の目的を達成する事業の財源としてのみ使用可能な基金があります。

大木町では、決算時の歳入歳出決算額の差額を財政調整基金などへ積立ててきた一方、社会インフラや公共施設の建設など、一度に多額の経費がかかる事業を実施する年には、財源不足を補うため、財政調整基金や公共施設整備基金から歳入予算に繰入金として計上し、事業を実施する財源として当初予算の編成に活用しています。



積立基金総額の推移については、平成 27 年度末で 35.9 億円、令和元年度末で 37.3 億円、令和 4 年度末で 48.5 億円と積立てがなされてきていますが、下図のとおり、当初予算において財源不足額を解消するために財政調整基金などからの取崩しが必要となっています。

◆繰入金 当初予算額の推移

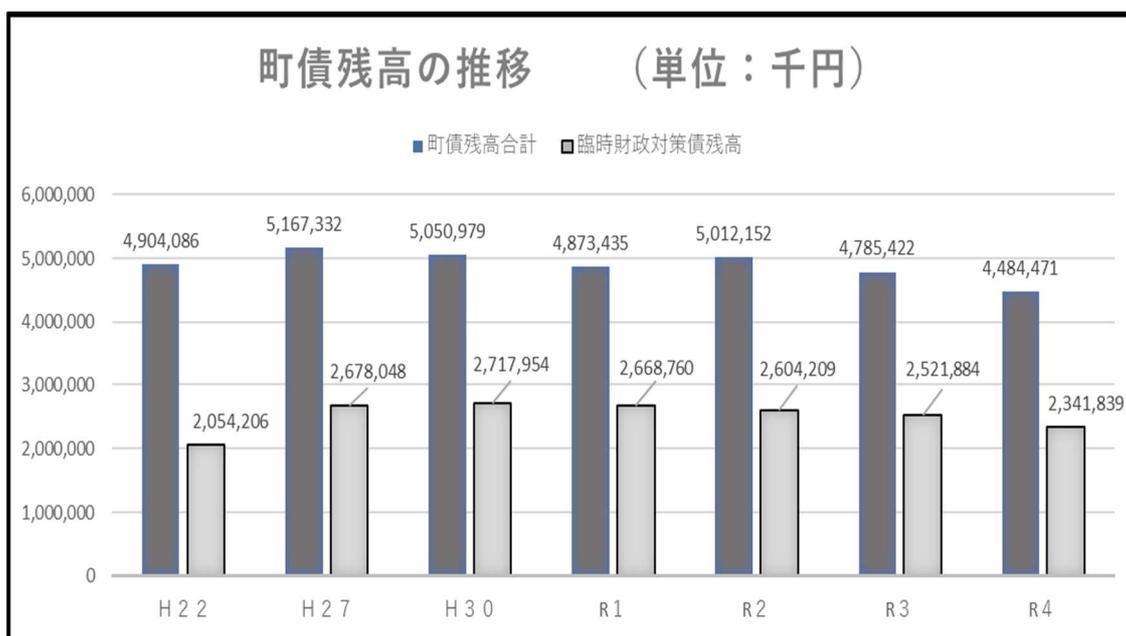
(単位:千円)

区 分	平成27年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
繰入金合計額	400,000	600,000	627,000	407,000	138,000	160,000
財政調整基金繰入金	330,000	425,000	430,000	310,000	115,000	100,000
公共施設整備基金繰入金	70,000	175,000	197,000	97,000	23,000	60,000

4. 町債残高の状況

町債（地方債）とは、家計でいうローンにあたるものです。地方公共団体の歳出は、地方財政法第 5 条により地方債を財源とすることができる歳出が限定されており、原則、赤字の穴埋め目的での借入はできません。また、臨時財政対策債や国の減税政策などによる減税補てん債などの借入が特例措置として認められています。

大木町では、公共施設の建設など、一度に多額の経費がかかる場合などに町債を発行し、国や地方公共団体金融機構などから借金をして歳入を確保してきました。



令和 4 年度における町債残高は、44.8 億円のうち約 49%が普通交付税の財源不足を補う形で借入をしている臨時財政対策債であり、投資的事業に伴う町債残高は 51%です。

第4章 中期財政計画における歳入歳出見込額の推移

1. 歳入歳出額の推計方法

令和6年度から令和9年度までの歳入歳出見込みを修正するにあたり、歳出見込額の推計においては、従前の推計方法を採用せず、令和6年2月時点での活動事業計画において、各課が推計した令和9年度までの歳出見込額をもとに推計しています。また、歳入見込額の推計においても、一部を活動事業計画の推計に合わせたほか、以下の前提条件により推計しています。

【歳入】

① 地方税

町民税については、将来人口推計による生産年齢人口の減少はあるものの、町民税（個人）額は、ほぼ横ばいの傾向で推計し、法人町民税については法人税割の減収傾向で推計しています。

固定資産税については、各年度の課税標準額を試算し、軽減・減免措置を控除したうえで推計しています。

町たばこ税は、令和4年度の当初予算歳入額をほぼ横ばいの傾向で推計しています。

② 地方交付税

国が定める地方財政計画（地方財政対策）における一般財源総額の確保状況をもとに、公債費などを個別に積上げた上で推計しています。

③ 国庫支出金・県支出金・町債

国庫支出金及び県支出金については、自治総合計画内で設定した活動事業計画に基づき、令和6年度から令和9年度までに事業費に対して交付が予定される額を積算して推計しています。町債については、活動事業計画の内容から起債可能分を実行するものとして推計しています。

④ 地方譲与税・地方特例交付金

地方譲与税については、総務省概算要求における試算など、推計できるものをもとに可能な範囲で推計しています。また、地方特例交付金については、住宅借入金等特別税額控除の増減に影響を与える新築家屋棟数の増減状況などを勘案して推計しています。

【歳 出】

① 人件費

令和6年2月時点において予算書の各課共通費に計上されている職員（会計年度任用職員を含む）の人件費予算を推計値として採用し、令和9年度まで同額として推計しています。

② 公債費

令和3年度決算統計に基づく後年度の償還元金・利子額の集計値を、活動事業計画の償還元金・利子の見込額として活用しており、この集計値を合計した数値を令和9年度までの公債費の推計値として採用しています。

③ その他

人件費、公債費のほかは、各課が作成した活動事業計画から歳出見込額を推計しています。

2. 歳入歳出見込額、基金残高の推計

(1) 歳入歳出見込額の推計と乖離額

【歳入歳出見込額の推計】		→見込額推計					(単位:千円)
年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
①歳入見込推計額		7,469,911	7,000,667	6,608,644	6,702,910	6,785,175	
自主財源	地方税(町税)	1,426,410	1,420,000	1,400,470	1,413,071	1,409,493	
	寄附金	600,000	650,000	700,000	700,000	800,000	
依存財源	地方交付税	1,819,034	1,866,094	1,800,000	1,800,000	1,800,000	
	国県支出金	2,461,479	2,009,469	2,039,493	2,171,038	2,223,401	
	町債	234,414	270,466	248,500	205,320	118,400	
	地方譲与税	71,444	73,000	70,000	70,000	70,000	
	地方特例交付金	14,826	13,000	13,000	13,000	13,000	
②歳出見込推計額		7,695,196	7,239,583	6,937,090	7,090,723	7,010,881	
うち人件費		1,018,877	1,084,406	1,084,406	1,084,406	1,084,406	
うち公債費		460,190	455,285	412,585	396,854	398,038	
財源不足額(①-②)		▲ 225,285	▲ 238,916	▲ 328,446	▲ 387,813	▲ 225,706	

歳入見込額について、見直し後では、令和6年度以降は約66億円から約70億円程度で推移すると推計しています。歳出見込額について、見直し後では、令和6年度以降は約70億円から約72億円程度で推移すると推計しています。

毎年度の推計額の変化は、主に投資的経費（普通建設事業）の実施予定によるもので、投資的事業の実施予定の如何によっては、流動的な要素を持っています。

また、令和6年度から令和9年度までの財源不足額を合計すると、11.8億円の財源が不足する推計となっています。

（2）基金残高の推計

歳入見込額と歳出見込額の差額である財源不足額を解消するためには、不足額を財政調整基金から取崩して財源とするなど、繰入金の歳入見込額計上によって対応を行うこととなります。

収支（歳入見込額－歳出見込額）の推計の財源不足額に対し、仮に公共施設整備基金からの繰入を令和6年度から令和9年度まで毎年0.5億円ずつ行い、残額を財政調整基金から繰入を行う場合、令和9年度末の財政調整基金残高は11.9億円の推計となります。単純比較はできませんが、見直し前では令和9年度末の財政調整基金残高の推計は4.4億円で、7.5億円の増となります。この増加分は令和3年度以降の実積立額によるものです。

（単位：千円）

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
財源不足額 (繰入金等の必要額)		238,916	328,446	387,813	252,706
財政調整基金繰入額		188,916	278,446	337,813	202,706
公共施設整備基金繰入額		50,000	50,000	50,000	50,000
財政調整基金残高推計	2,198,808	2,009,892	1,731,446	1,393,633	1,190,927

年度によって財源不足額が大きく異なる理由は、臨時的な経費である普通建設事業費の各年度の推計が主な要因で、施設整備や施設の大規模改修を行う場合、その財源として基金の活用を検討しなければならない状況にあるといえます。

第5章 規律ある予算システムと財政規律の目標設定

自治総合計画のもと行政経営改革基本計画、公共施設等総合管理計画をはじめ定員管理計画、各種個別計画が連動し、トータルシステムとして運用することで規律ある予算システムが構築され、結果として健全な財政運営の継続性を実現することにつながります。

また、トータルシステムを運用していくためには、従来のように、事務事業の運営管理を所管する課だけに任せ、事業課は自らの領域に関わる活動事業計画の必要性を主張

するだけでは目標達成は不可能です。

財政危機意識を町長以下、全職員で共有し、「みんなごと」として行政組織の活動事業計画の合理化に取り組む必要があります。

1. 規律ある予算システムによる財政運営の基本方針

自治総合計画、行政経営計画基本計画など、「政策規律」を踏まえた財政運営を行っていくために、財政収支の見通しをもとに、歳入歳出の総額をコントロールするなど、規律ある予算システムにおける財政運営の基本方針を以下のように定めます。

(1) 予算総額コントロールの徹底

歳入歳出の乖離（赤字）に財政調整基金からの安易な繰入れを戒め、予算編成時における活動事業計画の検証結果を通じて可能な限り、予算の総額調整をしていきます。

(2) 補助金等の整理・合理化の検証

補助金等については既得権意識にとらわれず、団体等の財政状況、運営状況、公益性や公正性の確保、活動成果を踏まえて、施策や事業のより効果的な推進を図るため、各課において所管する補助金の検証を継続的に実施し、整理・合理化に努めます。また、シーズンレビューで補助金の検証と見直しを継続的に行います。

(3) 財政の弾力性の確保

今後の財政運営は、社会情勢を踏まえた歳入の捕捉と歳出需要を推計しながら、人口減少・少子高齢化に対応できる財政の弾力性を確保することが求められるため、引き続き経常収支比率を注視し、財政の弾力性の確保に努めます。

※財政の弾力性を図る指標として経常収支比率があります。この比率は概ね 70%～80%の間であれば普通建設事業を実施する余力があるものと以前は考えられていましたが、扶助費が増大している現在では、90%を超えている市町村が全国で多く見受けられます。

本町数値の推移 H30=88.2、R1=87.3、R2=85.1、R3=82.5、R4=81.9
直近値（R3）で、県内政令市除く市町村平均=86.9%、
直近値（R2）で、政令市含む全国市町村平均=89.9%

(4) 将来における財政の健全性の確保

財政負担を後年度に平準化する観点で、普通建設事業の財源として地方債の借入を行いますが、過度の借入は、毎年返済する償還金を増加させるだけではなく、毎年度の経常的経費の増加となるため将来の財政負担となります。

今後控えている公共施設の大規模改修を考慮すると、財政健全化法に基づく実質公

債費比率を注視しながら、地方債の借入を適切に行うことで、継続して財政の健全性の確保に努めます。

※実質公債比率は、実質的な返済額（公債費）が町の標準的な収入に対し、どの程度の割合になるかを示す指標で、18%を超えると地方債の発行に許可が必要になります。また、25%を超えると財政健全化計画を策定し健全化に取り組むことになります。

本町数値の推移 H30=7.7、R1=7.8、R2=8.0、R3=7.4、R4=6.7

直近値（R3）で、県内政令市除く市町村平均=6.2%、

直近値（R2）で、政令市含む全国市町村平均=7.2%

2. 目標の設定

規律ある予算システムによる財政運営の基本方針に従って、健全な財政運営を維持するため、以下のように目標を設定します。

(1) 基金の目標設定

基金の実残高の推移を注視するとともに、推計における基金残高の減少ペースが緩やかになるように、活動事業計画に取り組む必要があります。

◆財政調整基金の計画期間内における目標残額を12億円以上とします。また巻末の別表により基金残額などの推計を更新し、把握に努めます。
<災害対応財源6億円+当初予算財源不足額への繰入金2億円×3年間=12億円>

(2) 決算剰余金の積み立て目標設定

◆毎年度、一般会計決算の実質収支額の1/2以上を翌年度までに基金に積み立てます。
<地方財政法第7条/地方財政法施行令第47条>

地方財政法第7条において「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。」と規定されています。

(3) 地方債発行に関する目標設定

◆地方債新規発行額を当該年度の元金償還額以内にするよう努め、地方債の発行の際には、地方財政計画に計上される地方債（臨時財政対策債以外）の伸び率を参考にします。
<地方財政計画を参照>

これまで起債抑制の取り組みとして、「年度内事業債発行額を当該年度における過去の事業債にかかる元金償還額以内にする」よう努めています。

また、地方債の借入の際には「実質的な将来負担が適正なレベルで維持できるか」を最も重要視しています。

将来負担額が過大にならないようにするためには、実施すべき普通建設事業を選択し、借入額のうち一定額が地方交付税に算入されるといった「有利な地方債」について、積極的な活用を続けていきます。

別 表

【歳入歳出見込額の推計】

⇒見込額推計

(単位:千円)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
①歳入見込推計額		7,469,911	7,000,667	6,608,644	6,702,910	6,785,175
自主財源	地方税(町税)	1,426,410	1,420,000	1,400,470	1,413,071	1,409,493
	寄附金	600,000	650,000	700,000	700,000	800,000
依存財源	地方交付税	1,819,034	1,866,094	1,800,000	1,800,000	1,800,000
	国県支出金	2,461,479	2,009,469	2,039,493	2,171,038	2,223,401
	町債	234,414	270,466	248,500	205,320	118,400
	地方譲与税	71,444	73,000	70,000	70,000	70,000
	地方特例交付金	14,826	13,000	13,000	13,000	13,000
②歳出見込推計額		7,695,196	7,239,583	6,937,090	7,090,723	7,010,881
うち人件費		1,018,877	1,084,406	1,084,406	1,084,406	1,084,406
うち公債費		460,190	455,285	412,585	396,854	398,038
財源不足額(①-②)		▲ 225,285	▲ 238,916	▲ 328,446	▲ 387,813	▲ 225,706

(単位:千円)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
財源不足額 (繰入金等の必要額)		238,916	328,446	387,813	252,706
財政調整基金繰入額		188,916	278,446	337,813	202,706
公共施設整備基金繰入額		50,000	50,000	50,000	50,000
財政調整基金残高推計	2,198,808	2,009,892	1,731,446	1,393,633	1,190,927